

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
原七番一〇地先まで	秩父市荒川久那字下モ屋敷三七八〇番 一〇地先から同市荒川上田野字上下石	区 間
一三・一五〽五二・二九		敷地の幅員 (メートル)
五二四・七〇		延長 (メートル)
更である。	令和二年九月十八日付 け埼玉県秩父県土整備 事務所長告示第十号の 道路予定区域の一部変	備 考